

七宗町特定不妊治療費助成事業について

～体外受精・顕微授精での不妊治療～

2019. 4～

不妊で悩む夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的とした事業です。指定された医療機関において、特定不妊治療（体外受精か顕微授精）を受けた夫婦を対象に、助成金が支給されます。

✧ 対象となる治療

体外受精・顕微授精

✧ 助成を受けることができる方

次の要件を全て満たす方です。

- ・夫婦どちらか又は両方が町内に住所があり、法律上の婚姻をしている夫婦
- ・岐阜県が指定した医療機関において、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けた夫婦
- ・助成金を受けた後においても、引き続き七宗町に居住する意思のある方
- ・町税等を滞納していない方

✧ 助成金額・回数

- ・1回の治療につき30万円まで
- ・通算10回まで（年度内の回数制限なし）

✧ 指定医療機関

岐阜県特定不妊治療費助成事業で指定している医療機関



✧ 手続き方法

1. 岐阜県特定不妊治療助成制度の申請を先に行います。ただし、明らかに県助成の対象でない場合は町への申請のみを行います。
2. 県の申請結果（承認・不承認）を受けて、生きがい健康センターへ申請書類を提出します。（県助成を受けた場合は、その額を対象経費から差し引きます。）

※申請は、治療を行った年度（4月1日～3月31日）と同じ年度に行ってください。

ただし、治療が終了した日が2月1日から3月31日までの間の場合は、申請期限を翌年度の5月末までとします。

～裏面あり～

✧ 申請に必要なもの

- (1) 七宗町特定不妊治療費助成事業申請書
- (2) 七宗町特定不妊治療費助成事業受診等証明書
- (3) 七宗町特定不妊治療費助成事業請求書
- (4) 指定医療機関が発行した不妊治療費の明細がわかる領収書
- (5) 法律上婚姻をしている夫婦であることを証明する書類

住民票（夫と妻両方の記載があるもの。夫又は妻が世帯主でない場合は不可）または
戸籍謄本など

＊(7)の、「承認決定通知書」がある場合は、これに代えることができます。

- (6) 夫及び妻の住所を確認できる書類

＊住民票、免許証、保険証の写しなど

- (7) 岐阜県特定不妊治療費助成事業の「承認決定通知書」または「不承認決定通知書」
（明らかに対象でないため、県への申請を行っていない場合は必要ありません。）



【受付窓口】

〒509-0401

岐阜県加茂郡七宗町上麻生2152番地1

七宗町生きがい健康センター（役場住民課健康係）

電話 48-2046